

第37回 定時株主総会招集ご通知

日時 2026年6月23日（火曜日）
午後1時30分（受付開始 午後1時）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館9階 会議室

目次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33
株主総会参考書類	40

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主各位

証券コード 4792
(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館

山田コンサルティンググループ株式会社

代表取締役社長 **増田 慶作**

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/stockinfo/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山田コンサルティンググループ」又は「コード」に当社証券コード「4792」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月23日（火曜日）午後1時30分（受付開始時刻 午後1時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館9階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第37期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 議決権行使のご案内	4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月23日(火曜日)
午後1時30分
(受付開始時刻 午後1時)



書面(郵送)で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数
××××年××月××日

基本日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
QRコード
見本
XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXX
XXXXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

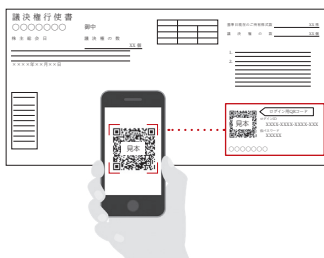
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

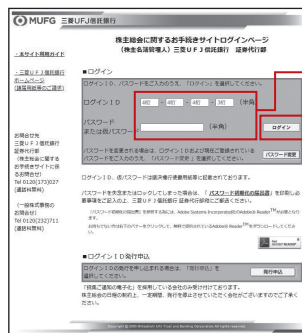
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況 (連結ベース)

(1) 当事業年度の事業の状況

① 連結損益の状況

当社グループの当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の業績は、売上高26,711,875千円（前期比17.3%増）、売上総利益20,500,628千円（同5.5%増）となりました。

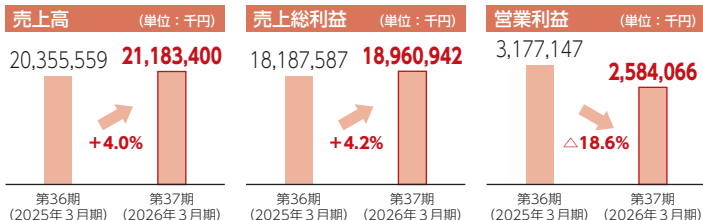
営業利益は3,740,759千円（同9.4%減）、経常利益は3,712,359千円（同9.4%減）となりました。主として人員増加・昇給等の人件費増加により販売費及び一般管理費が前期比1,469,013千円増加したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益は2,895,210千円（同0.4%増）となりました。主として新規子会社化に伴う負ののれん発生益110,601千円を特別利益計上したこと、非支配株主に帰属する当期純利益が前期比92,588千円減少したこと（主として70%子会社のピナクル株式会社の業績変動の影響）等によるものであります。

	第36期 (2025年3月期)	第37期 (2026年3月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	22,761,078	26,711,875	+3,950,796	+17.3%
売上総利益	19,423,533	20,500,628	+1,077,095	+5.5%
営業利益	4,132,677	3,740,759	△391,917	△9.4%
経常利益	4,099,798	3,712,359	△387,438	△9.4%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,882,297	2,895,210	+12,913	+0.4%

② 各セグメント別の業績の概況

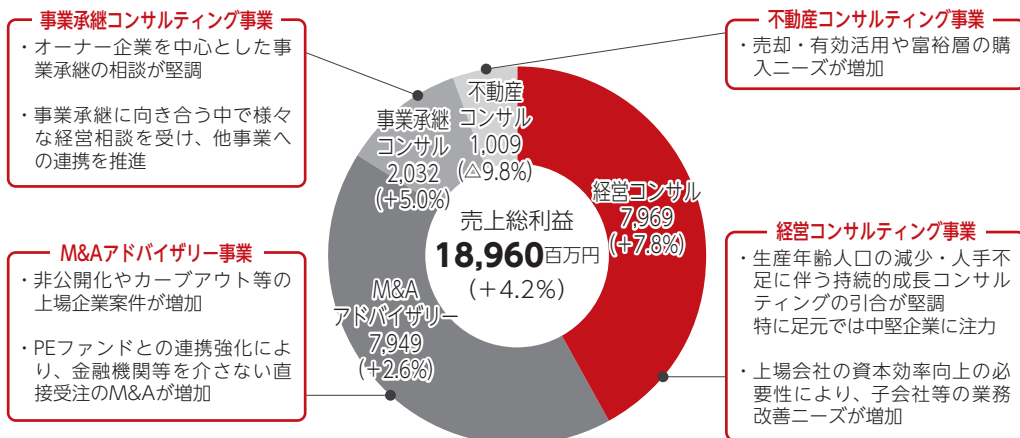
コンサルティング事業



コンサルティング事業は、売上高21,183,400千円（前期比4.0%増）、売上総利益18,960,942千円（同4.2%増）、営業利益2,584,066千円（同18.6%減）となりました。

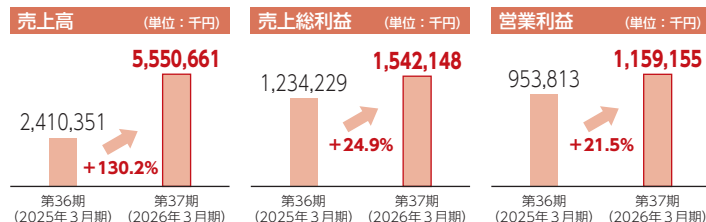
経営コンサルティング事業、事業承継コンサルティング事業がそれぞれ案件引合・受注が順調で増収、売上総利益は増益となりましたが、主として人員増及び昇給による人件費増加により販売費及び一般管理費が前期比1,366,436千円増加したことから、営業利益は減益となりました。

2026年3月期 事業分野別内訳



※グラフ中の（ ）は前期比

投資事業



投資事業は、売上高5,550,661千円（前期比130.2%増）、売上総利益1,542,148千円（同24.9%増）、営業利益1,159,155千円（同21.5%増）となりました。

未上場株式投資事業において当初予定通り投資先株式の売却があったこと、不動産投資事業において販売用不動産の売却が順調だったことから増収増益となりました。また、当連結会計年度において、米国不動産を中心としたファンド・オブ・ファンズ形式での組成・運用を主軸としたファンド事業による投資運用を本格的に開始いたしました。

・2026年3月末投資残高

営業投資有価証券残高7,131,722千円

販売用不動産残高4,276,395千円

ファンド・オブ・ファンズ形式のファンド事業における営業投資有価証券残高3,966,302千円
（うち当社グループ出資割合18.5%）

（注）コンサルティング事業の売上高には、セグメント間の内部売上高22,186千円、投資事業の売上原価には内部売上原価19,724千円が含まれております。

③ 企業集団の経営方針

(a) 当社グループ経営基本理念

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題と認識しており、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

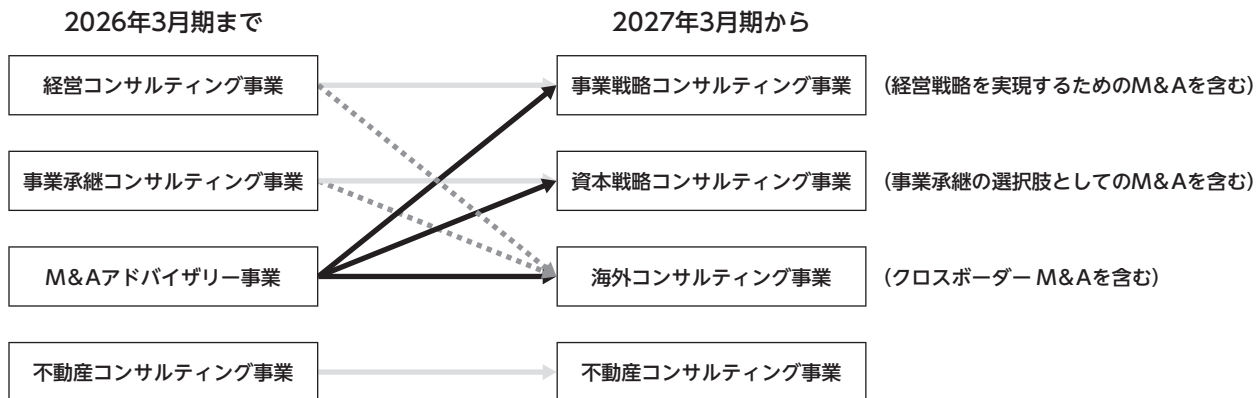
(b) 各事業セグメントの現況と見直し

イ) コンサルティング事業

2027年3月期より事業分野区分の見直しを行いました。

当社のM&Aサービスは、顧客の課題解決の手段の一つとして位置づけております。事業や拠点を横断する体制で経営者に継続的に寄り添い、経営者のあらゆる課題解決をサポートする会社を目指しています。そして、顧客が課題解決策としてM&Aを検討する際は、それが成功裡に終わるようコンサルティングとM&Aの一体運営を推進してまいりました。今後、当該戦略をさらに推進し、より付加価値の高いM&Aサービスを提供するため、M&Aアドバイザー事業を各コンサルティング事業に統合することといたしました。また、海外コンサルティング事業は、従来、各コンサルティング事業の中に入れておりましたが、当社のコンサルティング事業全体における海外案件の比率が高まっていること、並びに今後さらなる成長が見込まれることから、海外コンサルティング事業を独立して管理することといたしました。

事業分野区分の見直し



したがって、2027年3月期から当社のコンサルティング事業（セグメント）における事業分野は、「事業戦略コンサルティング事業」、「資本戦略コンサルティング事業」、「海外コンサルティング事業」、「不動産コンサルティング事業」の4区分といたします。

<事業戦略コンサルティング事業>

生産年齢人口の減少や人手不足を背景に、組織・人材戦略とDXによる業務プロセス改革や生産性向上は重要な経営課題であり、持続的成長に向けた経営コンサルティングのニーズは堅調です。引き続き、当社は経営戦略、事業戦略、M&A戦略、IT戦略、組織・人材戦略、人事制度、人材育成等を一貫して支援していくことで、顧客企業と長期的な伴走関係を構築してまいります。加えて、足元でニーズが増加している業界再編・アライアンス支援による業界横断での最適化や企業間連携の構築と、国内だけでなく海外も含めて業界に特化したソリューションの高度化に注力してまいります。

事業再生に関しては、コロナ禍の制度融資を発端とした過剰債務問題や、原材料・水道光熱・人件費の高騰など外部環境の変化により、企業は本業（PL）改善及び財務安定化により早期に取り組む必要性が高まっており、相談件数は引き続き増加しています。また、地域内で複数の関連企業が同時に経営課題を抱える事例が増え、個別企業にとどまらない地域・業界単位での面的再生へのニーズも高まっています。加えて、上場企業からの資本効率向上の要請に伴い、子会社等の業績改善や業界を巻き込んだ再編ニーズも活発化しています。当社は各コンサルティング事業部門間の連携を一層強化し、財務再生にとどまらず、収益力向上、組織変革、さらには地域・業界を巻き込んだ再生スキーム構築まで伴走する当社ならではの総合的な事業再生・成長支援を強化してまいります。

上記の持続的成長に向けた業界再編・アライアンス支援や、事業再生を発端とした地域・業界を巻き込んだ再編といった多様なM&Aニーズに対し、オリジネーション段階からM&A後のPMI（統合支援）までを見据えて、現場に立脚した一貫した実行支援を行うことにより顧客の事業価値向上に貢献してまいります。

<資本戦略コンサルティング事業>

事業承継に関する相談及び受注件数は、引き続き堅調に推移しております。

事業承継はオーナー企業を中心とする企業経営者が必ず直面する課題です。事業承継には、親族内承継・MBO・M&A等様々な選択肢がありますが、当社には税務・法務・財務の専門的知識を持つ人材が多数在籍しており、これに事業面に詳しいコンサルタントが連携して、事業承継に関する課題を網羅的に把握した上で、複数のシナリオを提案し、顧客とともに最適案を検討・実行支援する体制を強みとしています。

当社のFAS部門では、主に中堅上場企業に対して、M&Aアドバイザーや企業価値向上コンサルティングを行っています。昨今は、アクティビスト（物言う株主）対応や、同意なき買収提案に関する相談が増えてきており、こうした経営上の“悩み”に近いところもサポートしています。加えて、中堅上場企業にはオーナーの事業承継課題を抱えている例も多く、企業の資本政策とオーナー個人の事業承継課題をワンストップで解

決することで付加価値向上を図ります。

また、経営者とともに事業承継という課題解決に向き合う中で、持続的成長コンサル・国内外における不動産活用・海外における事業展開など様々な経営課題の相談をいただいております。引き続き、経営者との強固な信頼関係に基づき、様々な経営課題やオーナー経営者の資産に関する相談に対応し貢献することが、コンサルティング事業のみならず投資事業を含めた当社全体の収益基盤の強化につながると考え、他部門との連携により注力してまいります。

<海外コンサルティング事業>

海外コンサルティング事業は、クロスボーダーM&Aや大手日本企業の海外展開ニーズを中心に堅調に推移しています。

東南アジア及び南アジア市場の成長に伴い、これら地域からの相談が増加しており、当社は各国拠点と日本拠点が連携し、一体となって顧客に向き合うことで高品質なサービスをもって顧客に貢献します。具体的には、各国拠点で高度な役務を担える人材の採用・育成を進めるとともに、グローバルな業務連携体制を強化します。加えて、2026年3月期に日系企業のインド進出やクロスボーダーM&Aに強みを持つ(株)マナスコーポレートパートナーズを子会社化したことにより、インド市場におけるM&Aアドバイザリーの専門性及び人的ネットワークも含めた人材力を強化し、当社グループのグローバルネットワークを拡大しました。今後も日本、アジア、米国との連携を強みに、顧客の海外展開を支援してまいります。

<不動産コンサルティング事業>

不動産市況全般は引き続き堅調に推移しておりますが、高値で推移するエリアと下落傾向にあるエリアの二極化が顕著になりつつあります。その中、足元では、提携会計事務所からの相談が増加しており、特に売却、有効活用及び富裕層の購入ニーズが旺盛です。

高単価の富裕層の購入ニーズにおいては、紹介可能な物件の情報量を増加させるべく同業とのネットワーク強化に注力することで成約件数の増加を目指します。一方、案件単価の低い売却案件や長期間を要する有効活用案件に関しては、引き続き選別受注を意識することで、働き方改革・業務効率の向上を目指します。

ロ) 投資事業

当社の投資事業は3つの事業から成ります。顧客企業の資本政策・事業承継等の課題解決のひとつとして企業の株式に投資をする「未上場株式投資事業」、底地や共有持分となっている物件など次世代に承継する際に敬遠されがちな換金性の低い不動産に投資をする「不動産投資事業」、そして、米国不動産関係ファンドを対象としたファンド・オブ・ファンズを運営する「ファンド事業」です。

<未上場株式投資事業>

未上場株式投資事業では、資本構成の再構築が必要な顧客に対し、各種コンサルティングとともに資金的なソリューションを提供することで、資本政策上の課題解決と企業の持続的発展サポートを行っております。

引き続き、経営陣に寄り添う伴走者・信頼されるパートナーとして、新規案件発掘により一層注力してまいります。また、投資済みの案件については、従来通り定期的なモニタリング活動を継続し、必要に応じて、当社の経営コンサルティング機能を活用して包括的な支援を行うことで、既投資先の企業価値向上に貢献してまいります。

<不動産投資事業>

不動産投資事業では、底地等の換金性の低い不動産を所有する顧客が抱える煩雑な管理や承継への悩みを資金面から解決しています。投資後、時間をかけて権利関係を調整し付加価値の高い不動産に生まれ変わらせることで、よりよい街づくりにも寄与していきます。

新規投資先については金融機関及び不動産仲介会社からの紹介が順調です。引き続き、中長期にわたり安定した利益が見込める基盤となるよう、豊富な候補先情報の中から厳選して投資を実行し、同時に投資物件の売却にかかる体制の強化にも努めてまいります。

<ファンド事業>

ファンド・オブ・ファンズ方式での組成・運用を主軸としたファンド事業を前期から開始いたしました。独立した立場から『機関投資家向けプロファンド』への投資機会を確保し、米国不動産関係を中心とした複数の優良ファンドについてポートフォリオを形成・運用しています。

当社は運用者であると同時に投資家として自己資金も出資し、お客様と同じ立場で責任あるコミットメントを明確にしています。

複数ファンドへの出資によるリスク分散、独立した選定プロセス、厳格なデューデリジェンスと継続的なモニタリングを通じて、責任ある運用を徹底し、顧客の長期的な資産形成に寄与してまいります。

(c) サステナビリティに関する考え方及び取組

サステナビリティに関する考え方及び取組については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/sustainability/>

④ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は406,407千円であり、その主なものは、コンサルティング事業におけるコンピュータ及びその周辺機器への投資、大阪支店の移転に伴う設備投資であります。

⑤ 資金調達の様況

該当事項はありません。

⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑦ 他のお社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑨ 他のお社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

当社は、2026年1月19日付で株式会社マナスコーポレートパートナーズの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

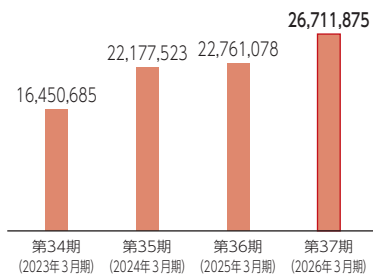
当社の連結子会社である山田インベストメント株式会社は、2026年1月30日付で有限会社大黒ビルの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

		第34期 (2023年3月期)	第35期 (2024年3月期)	第36期 (2025年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(千円)	16,450,685	22,177,523	22,761,078	26,711,875
経常利益	(千円)	2,920,333	3,724,401	4,099,798	3,712,359
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	2,114,359	2,861,559	2,882,297	2,895,210
1株当たり当期純利益		111円08銭	150円18銭	151円07銭	151円33銭
総資産	(千円)	20,200,643	20,758,068	23,470,528	33,230,057
純資産	(千円)	15,012,625	17,059,267	18,580,027	23,920,386

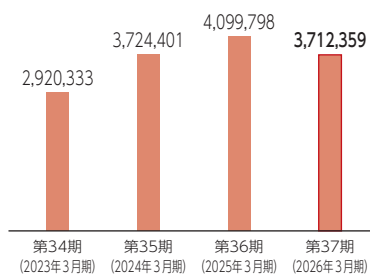
売上高

(単位：千円)



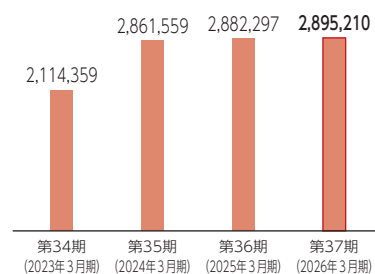
経常利益

(単位：千円)



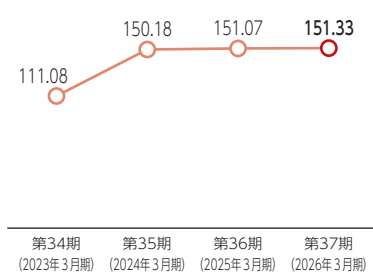
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：千円)



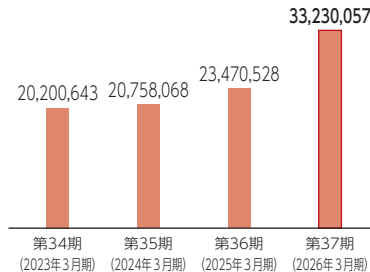
1株当たり当期純利益

(単位：円)



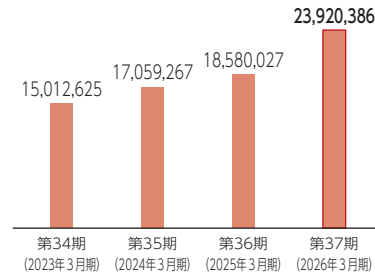
総資産

(単位：千円)



純資産

(単位：千円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	千円 119,564	% 100 (100)	市場リサーチ及びコンサルティング事業
山田商務諮詢（上海）有限公司	20,000	100	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	15,750	49	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	10,000	100	コンサルティング事業
Yamada Consulting Group USA Inc.	781,000	100	コンサルティング事業
Takenaka Partners LLC	151	100 (100)	M&Aアドバイザリー事業
相続あんしんサポート(株)	20,000	100	相続手続サポート業務
山田インベストメント(株)	40,000	100	未上場株式投資事業・不動産投資事業
ピナクル(株)	100,000	70	M&Aアドバイザリー事業

組合名	受入出資金	当社の出資持分比率	主要な事業内容
キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合	千円 9,682,970	% 99.5 (97.9)	事業承継ファンド
キャピタルソリューション伍号投資事業有限責任組合	2,211,045	99.5 (97.9)	事業承継ファンド
山田インベストメント弐号投資事業有限責任組合	1,114,622	100 (99)	事業承継ファンド
YAMADA Income Fund,L.P.	4,129,025	18.5	米国不動産関係を中心としたファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズ形式のファンド

(注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の（ ）内は間接保有割合で内数であります。
2. 上記の他、コンサルティング事業子会社6社及び投資事業会社2社があります。

(4) 対処すべき課題

当社グループのセグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業における戦略は、顧客生涯価値（LifeTime Value）を最大化することが事業モデルにおける強みであり、顧客のあらゆる経営課題に対応するため、総合的なコンサルティング事業のクロスセル等を行うことで顧客ロイヤリティの向上を図り、今後も新たな事業、サービスの展開を図ってまいります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 個の自律的な成長と個の成果が生み出す組織の成長とを調和させることで当社の持続的成長を実現する仕組みである「持続的成長システム」の運用
- ・ 「個と組織の持続的成長」を実現するための人材戦略の実行（採用、育成・定着、評価・活躍）
- ・ 従来から行っていた「部拠点単位」での管理に加えて「事業単位」で全社的な戦略を立案・実行する「事業推進体制（マトリクス組織運営）」の実行

② 投資事業

投資事業における戦略は、当社グループが手掛けるコンサルティング案件から発生する投資機会に積極的に関与し、コンサルティング案件にとどまらない新たな収益機会を創造していくこととあります。重点施策は次のとおりであります。

- ・ 顧客ニーズに応じるべく、事業承継支援を目的とする未上場株式への投資を行う「未上場株式投資事業」、底地や共有持分となっている物件等次世代に承継する際に敬遠されがちな換金性の低い不動産に投資する「不動産投資事業」に加え、富裕層・機関投資家向けの様々な資産サポート事業への積極的取り組み
- ・ 投資規模の大型化に対応すべくガバナンス体制を強化
- ・ 総合的な管理運営体制の構築・運用

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは「コンサルティング事業」「投資事業」の2事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザリー事業 事業承継コンサルティング事業 不動産コンサルティング事業
投資事業	未上場株式投資事業 不動産投資事業 米国不動産関係ファンドを投資対象としたファンド・オブ・ファンズ形式のファンドを運営するファンド事業

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

山田コンサルティンググループ(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 J R ゲートタワー
	大阪支店	大阪府大阪市中央区北浜三丁目6番22号 淀屋橋ステーションワン
	京都支店	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル
	広島支店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE 広島
	九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号 九勸承天寺通りビル
	郡山事業所	福島県郡山市駅前二丁目5番12号 ウエストゲートビル
	浜松事業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー
	岡山事業所	岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館
	熊本事業所	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル
盛岡出張所	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス	
ピナクル(株)	本社	東京都港区芝公園一丁目6番7号
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120 (注) 2026年5月以下に移転 10 Hoe Chiang Road, #07-07 Keppel South Central, Singapore 089315
山田商務諮詢 (上海) 有限公司	本社 (中国)	上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ)	Level 16,689 Bhiraj Tower at EmQuartier,Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)	19F Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street,Ben Nghe Ward,District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Yamada Consulting Group USA Inc. Takenaka Partners LLC	本社 (米国)	2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	988 (45) 名	57 (-) 名
投資事業	15 (2) 名	8 (1) 名
全社 (共通)	86 (18) 名	7 (4) 名
合 計	1,089 (65) 名	72 (5) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
898 (63) 名	71 (5) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,003,520 千円
株式会社りそな銀行	1,017,120 千円
株式会社三菱UFJ銀行	715,000 千円
株式会社静岡銀行	575,360 千円
株式会社足利銀行	195,000 千円
株式会社伊予銀行	195,000 千円
株式会社中国銀行	195,000 千円

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、借入極度額8,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と、借入極度額2,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。上記借入は全て当該コミットメントライン契約に基づくものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（単体）

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 62,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,896,000株 |
| ③ 株主数 | 8,358名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	7,043,200株	36.67%
光通信KK投資事業有限責任組合	1,249,500	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,073,600	5.59
UHPartners2投資事業有限責任組合	975,300	5.07
宮崎 信次	463,300	2.41
山田コンサル社員持株会	460,900	2.39
和田 成史	367,000	1.91
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	312,700	1.62
株式会社ユニバーサルエッジ	263,000	1.36
山田CG役員持株合同会社	252,000	1.31

- (注) 1. 当社は自己株式を691,196株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（691,196株）を控除して計算しております。
 3. 2021年3月5日付で、FMR LLCより当社株式に係る大量保有の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2021年2月26日現在で同社が791,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年3月31日現在)

		2025年6月23日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2025年6月23日
新株予約権の数		5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり667,600円 (1株当たり1,669円)
権利行使期間		2027年7月9日から 2030年7月8日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社役員 の 保 有 状 況	監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 5個 目的となる株式数2,000株 保有者数 1名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2025年5月20日開催取締役会決議による新株予約権	2025年6月23日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2025年5月20日	2025年6月23日
新株予約権の数		120個	160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。	金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり170,800円 (1株当たり1,708円)	新株予約権1個当たり166,900円 (1株当たり1,669円)
権利行使期間		2027年6月5日から 2030年6月4日まで	2027年7月9日から 2030年7月8日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、2
当社使用人等への 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 120個	新株予約権の数 160個
		目的となる株式数 12,000株	目的となる株式数 16,000株
	交付者数 4名	交付者数 5名	
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 -	新株予約権の数 -
目的となる株式数 -		目的となる株式数 -	
交付者数 -		交付者数 -	

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西 口 泰 夫	(株)HANDY代表取締役社長 YUSHIN(株)社外取締役 (株)FLOSFIA社外取締役
代表取締役社長	増 田 慶 作	事業統括担当 山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 山田インベストメント(株)代表取締役社長
専務取締役	辻 剛	事業統括担当兼海外不動産事業担当
取締役	布 施 麻記子	広報・コーポレートガバナンス担当
取締役	首 藤 秀 司	管理本部長 (株)日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー代表取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	(株)堂島取引所社外取締役
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	TMI総合法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	Nagisa Vivien Usui	

- (注) 1. 永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏、Nagisa Vivien Usui氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、永長正士氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員岩品信明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員Nagisa Vivien Usui氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役 (監査等委員) である永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏、Nagisa Vivien Usui氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

- ・ 被保険者の範囲
当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員、退任役員。ただし、海外子会社については当社または日本に所在する当社子会社からの出向役員及び当社または日本に所在する当社子会社と海外子会社との兼務役員に限ります。
(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者
- ・ 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
- ・ 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である当社または当社子会社の役員等がその職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。
- ・ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、2025年5月20日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

- イ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
 - ・ 固定報酬
取締役（監査等委員を除く）の固定報酬（月例）は、職務内容を踏まえ、中長期的な事業への成長貢献、及び従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとする。

・その他賞与

取締役（監査等委員を除く）の賞与は、前事業年度の連結業績を踏まえ、役職、事業成長や業績に対する貢献等を総合的に勘案して決定し、原則として事業年度末から株主総会の開催日までの間に一括支給するものとする。

- ロ) 非金銭報酬等の内容もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、原則として一定の役職に新たに就任した者に対して、就任後1年以内にあらかじめ定められた個数を付与する。

具体的な個数については、別途「ストック・オプション付与ルール」に定めるとおりとする。

- ハ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、原則として基本報酬のみとする。また、一定の役職に新たに就任した取締役（監査等委員を除く）に対して、非金銭報酬等としてあらかじめ定められた個数のストック・オプションを付与することがある。

- 二) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行う。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定する。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	234,264 (-)	234,125 (-)	- (-)	139 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	51,907 (51,907)	51,907 (51,907)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	286,172 (51,907)	286,032 (51,907)	- (-)	139 (-)	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、当事業年度における費用計上額を記載しております。付与の際の条件等は「(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）については、2018年1月26日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。
 取締役（監査等委員）については、2025年6月23日開催の第36回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

(c) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長 事業統括担当 増田慶作は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行っております。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役社長 事業統括担当 増田慶作に一任し各取締役の報酬等の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

- (d) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- (a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役（監査等委員）山崎達雄氏は、(株)堂島取引所社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
 取締役（監査等委員）岩品信明氏は、TMI総合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- (b) 当事業年度における主な活動状況
 イ) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (12回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役(監査等委員・常勤)	永 長 正 士	12回	100%	12回	100%
取締役(監査等委員)	山 崎 達 雄	12	100	12	100
取締役(監査等委員)	岩 品 信 明	12	100	12	100
取締役(監査等委員)	Nagisa Vivien Usui	(注)2 10	100	(注)2 10	100

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 取締役（監査等委員）Nagisa Vivien Usui氏は、2025年6月23日の第36回定時株主総会で新たに選任されました。取締役（監査等委員）就任以降、取締役会は10回開催・10回出席、監査等委員会は10回開催・10回出席であったため、両会とも100%出席と記載しております。

□) 取締役会、監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・常勤監査等委員永長正士氏は、当社の執行役員会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しており、財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を日常的・積極的に行うことにより適切な役割を果たしております。

監査等委員会では他の監査等委員である取締役に對して社内状況に関する情報共有を積極的に行っており、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

- ・監査等委員山崎達雄氏は、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査等委員岩品信明氏は、弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査等委員Nagisa Vivien Usui氏は、米国公認会計士として監査及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外事業展開、海外子会社管理体制、海外ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループの海外ガバナンス体制、会計処理に関する事項等について適宜、必要な発言を行っております。
- ・監査等委員の永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏、Nagisa Vivien Usui氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であり、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,850千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.、YAMADA Income Fund,L.P.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、「高水準かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、具体的な指標としては、連結配当性向 50%を目安とした上で、増配もしくは配当の維持を行う累進配当を継続して実施する方針といたします。

上記基本方針に基づき、当連結会計年度（2026年3月期）は1株当たり期末配当額を39円と決定いたしました（中間配当1株当たり38円、期末配当1株当たり39円、年間合計1株当たり77円）。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	29,039,500
現金及び預金	10,514,480
売掛金	2,079,473
有価証券	57,663
営業投資有価証券	11,098,024
販売用不動産	4,276,395
商品及び製品	14,923
その他	1,021,895
貸倒引当金	△23,355
固定資産	4,190,557
有形固定資産	747,201
建物及び構築物	311,684
土地	59,574
その他	375,942
無形固定資産	642,524
のれん	625,048
その他	17,475
投資その他の資産	2,800,832
投資有価証券	855,481
敷金及び保証金	1,153,453
繰延税金資産	425,877
その他	366,019
資産合計	33,230,057

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,419,637
買掛金	464,039
短期借入金	4,896,000
未払費用	1,728,200
未払法人税等	540,894
契約負債	171,992
その他	618,510
固定負債	890,034
退職給付に係る負債	68,552
繰延税金負債	722,126
その他	99,354
負債合計	9,309,671
純資産の部	
株主資本	19,308,309
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,711,420
利益剰余金	16,401,839
自己株式	△404,487
その他の包括利益累計額	562,761
その他有価証券評価差額金	53,139
為替換算調整勘定	525,820
退職給付に係る調整累計額	△16,198
新株予約権	7,109
非支配株主持分	4,042,205
純資産合計	23,920,386
負債純資産合計	33,230,057

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,711,875
売上原価	6,211,246
売上総利益	20,500,628
販売費及び一般管理費	16,759,869
営業利益	3,740,759
営業外収益	131,140
受取利息	39,165
投資事業組合運用益	20,483
和解金	41,464
その他	30,026
営業外費用	159,541
支払利息	35,231
為替差損	27,236
支払手数料	77,777
その他	19,295
経常利益	3,712,359
特別利益	110,601
負ののれん発生益	110,601
特別損失	11,837
固定資産除却損	11,837
税金等調整前当期純利益	3,811,123
法人税、住民税及び事業税	887,054
法人税等調整額	14,078
当期純利益	2,909,990
非支配株主に帰属する当期純利益	14,780
親会社株主に帰属する当期純利益	2,895,210

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,742,917
現金及び預金	5,011,603
売掛金	1,899,969
有価証券	57,663
商品及び製品	14,923
前払費用	326,892
その他	431,865
固定資産	15,256,691
有形固定資産	600,467
建物及び構築物	247,230
工具、器具及び備品	293,662
土地	59,574
無形固定資産	11,278
ソフトウェア	8,422
その他	2,856
投資その他の資産	14,644,945
投資有価証券	650,858
関係会社株式	2,453,496
その他の関係会社有価証券	889,237
長期貸付金	8,829,800
繰延税金資産	374,518
敷金及び保証金	1,102,480
保険積立金	94,959
その他	249,595
資産合計	22,999,608

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,972,483
買掛金	453,943
短期借入金	4,896,000
未払金	112,216
未払費用	1,524,807
未払法人税等	465,517
契約負債	50,982
預り金	268,093
その他	200,923
固定負債	62,602
長期借入金	50,000
その他	12,602
負債合計	8,035,085
純資産の部	
株主資本	14,904,273
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,739,740
資本準備金	1,518,533
その他資本剰余金	221,207
利益剰余金	11,969,483
利益準備金	5,600
その他利益剰余金	11,963,883
繰越利益剰余金	11,963,883
自己株式	△404,487
評価・換算差額等	53,139
その他有価証券評価差額金	53,139
新株予約権	7,109
純資産合計	14,964,522
負債純資産合計	22,999,608

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	18,849,844
売上原価	2,589,297
売上総利益	16,260,546
販売費及び一般管理費	13,625,201
営業利益	2,635,345
営業外収益	239,727
受取利息及び配当金	152,087
和解金	41,464
その他	46,174
営業外費用	112,262
支払利息	33,374
支払手数料	77,777
その他	1,111
経常利益	2,762,809
特別損失	11,837
固定資産除却損	11,837
税引前当期純利益	2,750,972
法人税、住民税及び事業税	795,121
法人税等調整額	△18,003
当期純利益	1,973,854

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

野水善之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊東朋

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東朋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永長正士	Ⓔ
監査等委員	山崎達雄	Ⓔ
監査等委員	岩品信明	Ⓔ
監査等委員	Nagisa Vivien Usui	Ⓔ

(注) 監査等委員4名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案について、監査等委員会として、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	にしぐち やすお 西口 泰夫	取締役会長	再任
2	ますだ けいさく 増田 慶作	代表取締役社長 事業統括担当	再任
3	つじ つよし 辻 剛	専務取締役 事業統括担当	再任
4	ふせ まきこ 布施 麻記子	取締役 広報担当	再任
5	しゅとう ひでじ 首藤 秀司	取締役 管理本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

にし ぐち やす お
西 口 泰 夫

(1943年10月9日生)

所有する当社の株式数…………… 73,100株
在任年数…………… 10年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年 4月	京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社	2016年 6月	当社社外取締役
1992年 6月	同社代表取締役専務	2018年 4月	Gyrfalcon Technology Inc. independent director
1997年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 1月	Gyrfalcon Technology Japan(株) 代表取締役会長兼CEO
1999年 6月	同社代表取締役社長	2019年 3月	(株)FLOSFIA社外取締役 (現任)
2005年 6月	同社代表取締役会長兼CEO	2020年 4月	マイクロ波化学(株)社外取締役
2007年 7月	(株)HANDY代表取締役社長 (現任)	2020年 4月	当社取締役会長 (現任)
2014年 6月	(株)ユーシン精機 (現YUSHIN(株)) 社外取締役 (現任)		
2015年 3月	(株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO		

【重要な兼職の状況】

(株)HANDY代表取締役社長
YUSHIN(株)社外取締役
(株)FLOSFIA社外取締役

候補者番号

2

ます だ けい さく
増 田 慶 作

(1961年 8月28日生)

所有する当社の株式数…………… 173,000株
在任年数…………… 24年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	相馬計二司法書士事務所入所	2007年 6月	当社取締役副社長
1991年11月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2008年 1月	キャピタルソリューション(株) (現山田インベストメント(株)) 代表取締役社長 (現任)
2000年 7月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 代表取締役社長	2009年 4月	当社代表取締役副社長
2002年 6月	当社取締役	2016年10月	当社代表取締役社長
2004年 1月	(株)東京エフピー保険パートナーズ (現山田ファイナンシャルサービス(株)) 代表取締役社長 (現任)	2020年 1月	(株)日本マネジメント・アドバイザー ー・カンパニー代表取締役
		2025年 4月	当社代表取締役社長 事業統括担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長
山田インベストメント(株)代表取締役社長

候補者番号

3

つじ つよし
辻 剛

(1972年10月25日生)

所有する当社の株式数…………… 40,000株
在任年数…………… 6年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 9月	松山隆司税理士事務所入所	2019年 4月	当社専務執行役員
2000年10月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 入社	コンサルティング統括本部長	
2009年 4月	同社取締役	2020年 6月	当社専務取締役
2015年 5月	同社常務取締役	コンサルティング統括本部長	
2018年 4月	当社専務執行役員 経営コンサルティング事業本部長	2020年10月	当社専務取締役事業統括本部長
		2025年 4月	当社専務取締役 事業統括担当兼海外不動産事業担当
		2026年 4月	当社専務取締役事業統括担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

候補者番号

4

ふ せ ま き こ
布施 麻記子

(1955年 2月 3日生)

所有する当社の株式数…………… 146,900株
在任年数…………… 36年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	三菱重工業(株)入社	2007年 6月	当社取締役
1988年 5月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2016年 3月	(株)だいこう証券ビジネス社外監査役
1989年 7月	当社取締役	2017年 3月	ニッセイアセットマネジメント(株) 社外取締役
1999年 6月	当社常務取締役	2020年 6月	当社取締役経営企画担当
2002年10月	(株)東京ファイナンシャルプランナーズ (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2021年 6月	当社取締役経営企画担当兼広報担当
2007年 4月	(株)TFPオーナー企業総合研究所 (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2025年 4月	当社取締役広報・コーポレートガバ ナンス担当
		2026年 4月	当社取締役広報担当(現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

候補者番号

5

しゅ と う ひ で し
首 藤 秀 司

(1958年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 12,400株

在任年数…………… 6年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 4月	野村証券(株)入社	2019年12月	当社執行役員管理本部担当
2006年 6月	同社企業金融八部長	2020年 4月	当社執行役員管理本部長
2013年 4月	野村リサーチ・アンド・アドバイザー(株)取締役	2020年 6月	当社取締役管理本部長 (現任)
2015年12月	(株)慶應イノベーション・イニシアティブ執行役員	2024年12月	(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役 (現任)
2018年 4月	当社入社		

【重要な兼職の状況】

(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の山崎達雄氏及び岩品信明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

すみ さわ ひとし
住 澤 整

(1965年12月19日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

在任年数…………… 一年

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

社外

独立

1988年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2018年 7月	財務省大臣官房審議官(主税局担当)
2005年 7月	財務大臣秘書官	2020年 7月	財務省主税局長
2010年 8月	財務省主計局主計官 (国土交通省・環境省担当)	2023年 7月	国税庁長官
2011年 7月	財務省主税局税制第二課長	2024年 7月	退官
2013年 6月	財務省主税局調査課長	2024年10月	長島・大野・常松法律事務所顧問 (現任)
2014年 7月	財務省主税局税制第一課長	2024年11月	辻・本郷税理士法人特別顧問(現任)
2016年 6月	財務省主税局総務課長	2024年11月	税理士法人山田&パートナーズ顧問 (現任)
2017年 7月	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)	2025年 6月	公益財団法人金融情報システムセンタ ー理事長（現任）

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

候補者番号

2

つちや あきひろ
土谷 晃浩

(1968年3月3日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 一年

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2017年 7月	財務省国際局総務課長
2008年 7月	財務省大臣官房広報室長	2019年 7月	財務省国際局審議官 （外為法・FATF対日審査担当）
2009年 7月	財務省大臣官房財務官室長	2021年 7月	財務省国際局次長 （G7/G20担当、アジア担当）
2010年 7月	財務省主計局企画官	2024年 7月	財務省国際局長 兼 安全保障政策 統括室長代理
2011年 1月	与謝野国務大臣秘書官	2025年 7月	退官
2011年 9月	財務省主計局企画官	2025年11月	（株）農林中金総合研究所エグゼクティ ブ・アドバイザー（現任）
2012年 7月	財務省主計局給与共済課長	2025年11月	西村あさひ法律事務所アドバイザー （現任）
2013年 6月	財務省主計局主計官 （年金・労働予算担当）		
2014年 7月	財務省国際局国際機構課長		
2015年 7月	財務省国際局開発機構課長		

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

- (注) 1. 住澤整氏及び土谷晃浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 住澤整氏及び土谷晃浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 住澤整氏の選任、土谷晃浩氏の選任がそれぞれ承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 住澤整氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は財務省での要職を歴任された中で培った経験と幅広い見識を有しており、当該見識を活かして当社の事業戦略、当社グループ管理体制、当社グループガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 土谷晃浩氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は財務省での要職を歴任された中で培った経験と幅広い見識を有しており、当該見識を活かして、当社の事業戦略、当社の海外事業展開、海外子会社管理体制、海外ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 住澤整氏及び土谷晃浩氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。両氏それぞれの選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

